

議 長 日程第7「議案第46号令和6年度松田町一般会計補正予算（第5号）」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第46号令和6年度松田町一般会計補正予算（第5号）。

令和6年度松田町一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年11月28日提出、松田町長 本山博幸。よろしく願ひいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

参事兼政策推進課長 それでは、議案第46号令和6年度一般会計補正予算（第5号）について御説明をさせていただきます。

今回の補正の内容につきましては、職員の給与等、また一般会計からの繰出金を含めた人件費の増減に伴う補正となります。

それでは、6ページ、7ページをお開きください。事項別明細書の3、歳出について御説明をさせていただきます。款・項・目、議会費。説明欄（2）職員給与費につきましては、給与改定等に伴う人件費116万6,000円の補正となります。

次に款、総務費、項、総務管理費、目、一般管理費につきましては、給与改定等に伴う職員及び会計年度任用職員の人件費として1,643万3,000円の増額補正となります。

続きまして8ページ、9ページになります。目、財産管理費及び電算管理費につきましては、説明欄のとおり、給与等の改定に伴う会計年度任用職員の給与費の増額補正となります。

続きまして、目、寄出張所費になりますが、説明欄、繰出金の国民健康保険診療所事業特別会計繰出金3万3,000円につきましては、給与改定による職員給与費の補正となります。

次に、項、徴税費、目、税務総務費及び目の賦課徴収費につきましては、説

明欄のとおり、給与改定に伴う会計年度任用職員給与費の増額補正となります。

続きまして、款、民生費、項、社会福祉費、目、社会福祉総務費、説明欄（１）職員給与費におきましても、10、11ページになりますが、給与改定に伴う増額補正となります。また、繰出金につきましては、職員の移動等に伴う国民健康保険事業特別会計繰出金の減額補正となります。そして、介護保険事業特別会計繰出金につきましても、給与改定等に伴う増額補正をさせていただくものでございます。

次に、項、児童福祉費、目、児童福祉総務費、説明欄、会計年度任用職員給与費につきましては、給与改定に伴う学童保育指導員報酬、23名分の増額補正となります。

次に、款、衛生費、項、保健衛生費、目、保健衛生総務費、説明欄、職員給与費につきましては、職員の異動等に伴う減額補正となります。

続きまして、款、農林水産業費、項、農業費、目、農業委員会費、説明欄につきましても、会計年度任用職員給与費については、給与改定に伴う農地利用状況等調査事務従事者1名分の増額補正となります。

続きまして、目、農業総務費につきましては、12、13ページにわたりますが、職員の異動等に伴う減額補正となります。

続きまして、目、農業振興費、説明欄、会計年度任用職員給与費につきましては、給与改定に伴う地域計画策定事務従事者1名分の増額補正となります。

続きまして、款・項、商工費、目、商工総務費、説明欄の職員給与費につきましても、給与改定等に伴う増額補正となります。

続きまして、項、観光費、目、観光振興費、説明欄（８）になります。会計年度任用職員給与費につきましても、給与改定等に伴う増額補正となります。

続きまして、土木費、項、土木管理費、目、土木総務費につきましては、給与改定等に伴う増額補正となります。

続きまして、14、15ページになります。款、教育費、項、教育総務費、目、事務局費でございます。説明欄、職員及び会計年度任用職員の人件費については、給与改定及び職員の異動等による減額補正となります。

続きまして、項、小学校費につきましては、説明欄、会計年度任用職員給与費につきましても、給与改定等に伴う増額の補正となります。

続きまして、16、17ページになります。松田小学校費でございます。説明欄の会計年度任用職員給与費につきましても、給与改定等に伴う増額補正をするものでございます。

続きまして、項、中学校費でございます。こちらにつきましても、会計年度任用職員につきまして、給与改定等に伴う給食調理員報酬7名分の増額補正をするものでございます。

続きまして、項、幼稚園費でございます。目の松田幼稚園費及び寄幼稚園費につきましては、説明欄のとおり会計年度任用職員給与費につきまして、増額補正をするものでございます。

次に、項、社会教育費でございます。目、社会教育総務費、説明欄、職員給与費につきましても、職員の異動等による補正となります。

最後になります。18、19ページでございます。款・項・目、予備費でございます。今回の予備費につきましては、人件費等総額2,998万5,000円の減額を行います。総額につきましては、5,063万1,000円となります。

続きまして、20ページから30ページにわたりまして、こちらが一般会計並びに全会計の給与費の明細でございますので、よろしくお願いをいたします。

以上で説明を終わりにさせていただきます。御審議のほど、よろしくお願いをいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

9 番 井 上 ページですね、24、25ページで、給料、職員手当等の増減の明細ということ
であります。まず、(2)のほうのですね、給料につきまして、増減理由の内
訳とかですね、説明が書いてあります。ここで大きなものとしては、制度改正
に伴う増加分ということであるかというふうに思いますが、そこに書いてあり
ますですね、給料のその他の増減、マイナスの1,160万4,000円があります。採用、退職等に伴う増減というのは、そのとおりで、マイナスの150万6,000円だ
と思いましたが、その他の増減がですね、マイナスの1,309万8,000円と大きいこ

とのその内訳をですね、お願いをしたいと思います。

また、その下ですね、職員手当等、職員手当の備考欄の中で、制度改正に伴う部分で期末手当、勤勉手当、これは制度が先ほどの条例改正の中であったように、増加したということでの金額だと思いますが、その他のところですね、期末手当がマイナス199万5,000円、勤勉手当がマイナス90万8,000円ということになっております。これのですね、内訳を説明をしていただきたい。

4点目といたしましては、3のですね、給料及び職員手当の状況の中で、職員1人当たりの給与費があります。ここで補正等を行っているので、全体としては増えて、これは令和6年1月1日から令和6年の11月1日現在でのですね、変化、補正額を、補正の状況を示しているというふうに理解しておりますが、この平均給料月額がですね、令和6年の1月1日の28万5,396円から27万9,703円と増えた。そこの部分でですね、給与月額とか平均年齢も増えている、平均給与月額も増えている中で、平均給料月額だけがですね、約6,000円ぐらいのマイナスですか。なっている。その理由をですね、御教示いただきたいと思っております。

参事兼総務課長　　まず1番、今、井上議員がおっしゃられた給料のその他の増減のその他の増減マイナス1,309万8,000円が何かということなんです、こちらのほうにつきましては、今現在、今、育児休暇で休んでいる職員さんが5名ほどいらっしゃいますので、その関係での減額分になります。

それから2点目の職員手当の部分も、それに関連するものでございます。

3点目の給料及び職員手当の状況について、平均給料月額だけが下がっているということなんです、これは年度当初に1名、職員さんで、職員として計算して、その部分の年収を掲げだしたような状況なんです、ちょっとその方が再任用職員という形で、職員から外れることによって、その部分が減ったという形になります。以上です。

議　　長　　よろしいでしょうか。

9　番　井　上　　回答ありがとうございます。育児休暇5名ということで、その部分としては理解しました。そのちょっと内訳としてですね、男性・女性、何名かというこ

とが分かりましたら、お知らせいただければと思います。

あと、給料月額のところですね、職員から再任用職員へ変更してましたということは、これは採用されたということで、よろしいんですか。そこだけの確認で、2点お願いします。

参事兼総務課長 すみません。今、育休の内訳でございますが、育休は女性の職員が、全て女性でございます。

もう1点、退職という形…再任用という形に変更になりました。退職ではなくて再任用です。職員さんから今度再任用という形です。ですから、そうすると、その給与、職員給与費からは外れてしまうので、その部分が。ですから総体が少なくなるので、月額が減るような形になります。

9 番 井 上 分かりました。終わります。

議 長 よろしいですか。ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしとのお声です。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第46号令和6年度松田町一般会計補正予算(第5号)について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。